## ( 書 式 6 - 2 - 2 ) 遺 言 執 行 者 に 就 任 し な い 旨 の 通 知 書

## 通知書

本				籍		$\bigcirc$	$\bigcirc$	県	$\bigcirc$	$\bigcirc$	市	$\bigcirc$	$\bigcirc$	町	$\bigcirc$	番	地		
最	後	の	住	所		$\bigcirc$	$\bigcirc$	県	$\bigcirc$	0	市	$\bigcirc$	0	町	0	番	$\bigcirc$	•	
						遺	言	者		亡	0	0	0	0					
							平	成	0	0	年	0	0	月	0	0	日	死	亡
	平	成	0	0	年	0	0	月	0	0	日	付	自	筆	証	書	遺	言	に
よ	る	上	記	遺	言	者	の	指	定	に	基	づ	き	,	同	人	0	遺	言
執	行	者	に	就	職	す	る	٢	٢	を	辞								
		平	成	$\bigcirc$	$\bigcirc$	年	0	0	月	0	0	日							
				$\bigcirc$	$\bigcirc$	県	$\bigcirc$	0	市	0	0	町	0	番	0	号			
								$\bigcirc$		$\bigcirc$		$\bigcirc$		$\bigcirc$					
$\bigcirc$	$\bigcirc$	県	$\bigcirc$	$\bigcirc$	市	$\bigcirc$	$\bigcirc$	町	$\bigcirc$	番	$\bigcirc$	号							
				遺	言	者	亡	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	相	続	人					
					$\bigcirc$		$\bigcirc$		$\bigcirc$		$\bigcirc$		殿						

## (遺言執行者に就任しない旨の通知書)

遺言執行者に就職を辞退する場合は、催告期間内にその意思表示をしないと 就職を承諾したものとみなされる(民法第1008条)。

遺言執行者の就職辞退により遺言執行者は初めからなかったものとなり、利 害関係人は家庭裁判所に遺言執行者選任の申立をすることができる(民法第



\*遺言執行の詳細は、https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/will-serve/196/をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所